

令和5年第1回苓北町議会臨時会会議録（第1日目）

令和5年第1回苓北町議会臨時会は、令和5年2月7日苓北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1番	田嶋 健司	2番	山口 利生
3番	廣田 幸英	5番	浜口 雅英
6番	田崎 稔	7番	倉田 明
8番	錦戸 俊春	9番	高戸 幸雄（副議長）
10番	野崎 幸洋（議長）		

3. 不応招議員

4番 松本 良人

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局 長 龍岡 学 書記 田中 めぐみ

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	山崎 秀典	教 育 長	濱崎 敏和
総務課長	福田 誠一	税務住民課長	吉本 英明
企画政策課長	宮崎 良成	教 育 課 長	西川 文孝
土木管理課長	田尻 悟	農林水産課長	松井 徹也
商工観光課長	錦戸 雅志	水道環境課長	松本 康秀
福祉保健課長	本田 保	健康増進室長	田尻 康彦
会 計 課 長	松村 保則	行革デジタル対策室長	山下 晃弘

8. 議事日程

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 議長選挙の件

追加日程第 1 副議長選挙の件

追加日程第 2 議席の指定

追加日程第 3 会議録署名議員の指名

追加日程第 4 会期の決定

追加日程第 5 議会常任委員会委員の選任について

追加日程第 6 議長の常任委員会委員の辞任の件

追加日程第 7 議会運営委員会委員の選任について

追加日程第 8 議会広報特別委員会の設置及び委員の選任について

追加日程第 9 天草広域連合議会議員の選挙について

追加日程第 10 町長の所信表明

追加日程第 11 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

追加日程第 12 同意第 1 号 苓北町監査委員の選任について

追加日程第 13 同意第 2 号 苓北町消防委員会委員の選任について

追加日程第 1 発議第 1 号 苓北町議会議員の費用弁償の特例に関する条例の
制定について

追加日程第 2 報告第 1 号 専決処分の報告について
専決第 15 号 損害賠償額の決定及び和解について

追加日程第 3 閉会中の継続審査調査の件

追加日程第 4 議員派遣の件

9. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○**議会事務局長（龍岡学君）** おはようございます。苓北町議会事務局長の龍岡学です。本臨時会は、町議会議員一般選挙後の最初に招集された議会でございます。

町長から、議会招集の通知を受領したときは、議会事務局長がその旨を議員に通知することとされております。

ここで、松本良人議員から欠席届が提出されております。

臨時議長が議長選挙までの議事日程を作成することとされております。また、議長選挙までの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。出席議員の中で、倉田明議員が年長議員でございますので、ご紹介を申し上げます。

倉田明議員、議長席をお願いします。

○**臨時議長（倉田明君）** おはようございます。只今、紹介いただきました倉田明でございます。地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

只今の出席議員は、9人です。定足数の5人に達しておりますので、会議は成立いたします。

只今から、令和5年第1回苓北町議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 仮議席の指定

○**臨時議長（倉田明君）** 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、只今着席の議席といたします。

-----○-----

日程第2 議長選挙の件

○**臨時議長（倉田明君）** 日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○**臨時議長（倉田明君）** 只今の出席議員は、9人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人を指名します。立会人に、仮議席1番、田嶋健司君、2番、山口利生君の2人を指名いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○臨時議長（倉田明君） 投票用紙の配付漏れありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（倉田明君） 配付漏れなしと認めます。

これから行います選挙は、地方自治法第118条第1項の規定により、公職選挙法第46条第1項、同第4項、第47条、第48条、第68条第1項及び第95条の規定を準用することとなっております。したがって、投票は、議長の当選人とすべき議員一人の氏名を投票用紙に自書、他事を記載したもの等の投票は、無効といたします。

有効投票の4分の1以上の得票を得た者のうち、最多数の票を得た者を当選人といたします。

投票箱の点検を行います。

(投票箱の点検)

○臨時議長（倉田明君） 異常なしと認めます。

只今から投票を行います。

仮議席1番議員から順番に投票を行います。どうぞ。

(投票)

○臨時議長（倉田明君） 投票漏れありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（倉田明君） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

これから開票を行います。立会人の仮議席1番、田嶋君、2番、山口君、開票の立ち会いをお願いいたします。

事務局長、開票してください。

(開票)

○臨時議長（倉田明君） 選挙の結果を報告します。投票結果、投票総数9票、有効投票数9票、無効投票数ゼロ。有効投票のうち、野崎幸洋君、8票。倉田明君、1票。以上のおりでございます。この選挙の法定得票数は3票です。したがって、野崎幸洋君が当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○臨時議長（倉田明君） 只今、議長に当選されました野崎幸洋君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

当選人に発言を求めます。野崎幸洋君。

○議長（野崎幸洋君） 只今、第18期の苓北町議会議長に選出をいただきまして、誠

にありがとうございます。大変な重責でございますが、謹んでお受けし、苓北町民皆様が安心、安全で住みよいまちづくりを目指し、そしてまた、この苓北町議会が活発で円滑な議会運営ができますよう、精いっぱい努力してまいりたいと思います。

皆様方には、多々ご迷惑をおかけすることもあると思いますが、ご理解とご協力を心よりお願い申し上げ、議長就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願います。

○臨時議長（倉田明君） 野崎幸洋議長、議長席にお着き願います。

これで、臨時議長の職務は全部終了しました。ご協力ありがとうございました。

○議長（野崎幸洋君） それではこれから、本会議の議事日程を追加したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

ここで、議事日程のため、議事日程追加のため、しばらく休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前9時44分

再開 午前9時48分

-----○-----

○議長（野崎幸洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

追加日程第1 副議長選挙の件

○議長（野崎幸洋君） 追加日程第1、副議長選挙の件について。これより副議長の選挙を行います。

選挙の方法は、投票により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長（野崎幸洋君） 只今の出席議員数は9人です。投票に先立ち、会議規則第32条第2項の規定によりまして、立会人を指名します。立会人は2人とします。立会人に、仮議席3番、廣田幸英君、4番、高戸幸雄君を指名します。

投票用紙を配付します。事務局長、投票用紙を配付してください。

(投票用紙配付)

○議長（野崎幸洋君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 配付も漏れなしと認めます。

これから行います選挙は、議長の選挙の例により行います。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議長（野崎幸洋君） 異常なしと認めます。

只今から投票を行います。仮議席1番議員から順番に投票願います。

(投票)

○議長（野崎幸洋君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

これから開票を行います。立会人の仮議席3番、廣田君、4番、高戸君、開票の立ち会いをお願いします。

事務局長、開票してください。

(開票)

○議長（野崎幸洋君） 選挙の結果を報告します。投票総数9票、有効投票数9票、無効投票数ゼロ。したがって、有効投票のうち、高戸君、8票。倉田君、1票。この選挙の法定得票数は3票です。したがって、高戸幸雄君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○議長（野崎幸洋君） 只今、副議長に当選されました高戸幸雄君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。当選人に発言を求めます。

高戸幸雄君、自席からお願いいたします。

○副議長（高戸幸雄君） おはようございます。只今、第18期の議会議員の選挙において、副議長に選任をしていただきました。

今後4年間、野崎議長のもと、共に適正な議会運営に努めたいと思います。どうか、議員の皆様方、ご協力よろしくお願いいたします。

-----○-----

追加日程第2 議席の指定

○議長（野崎幸洋君） 追加日程第2、議席の指定についてお諮りします。

議員の議席は、会議規則第4条第1項の規定によりまして、議長が定めることとなっております。

お諮りします。

荅北町議会運営に関する申し合わせ事項により、議長を10番、副議長を9番として、

その他各議員の議席は、議員歴の少ない順、議員歴が同じ場合は、年齢の若い順としますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

それでは、議席を発表します。お手元に配付の議席表に各自ご記入ください。

1 番議員、田嶋健司君。2 番議員、山口利生君。3 番議員、廣田幸英君。4 番議員、松本良人君。5 番議員、浜口雅英君。6 番議員、田崎稔君。7 番議員、倉田明君。8 番議員、錦戸俊春君。9 番議員、高戸幸雄君。10 番議員、野崎幸洋。

只今、読み上げましたとおり決定いたしました。議席の交代をお願いします。

あわせて、氏名票の張り替えをお願いいたします。

-----○-----

追加日程第 3 会議録署名議員の指名

○議長（野崎幸洋君） 追加日程第 3、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、1 番、田嶋健司君、2 番、山口利生君を指名します。

-----○-----

追加日程第 4 会期の決定

○議長（野崎幸洋君） 追加日程第 4、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日 1 日限りと決定しました。

-----○-----

追加日程第 5 議会常任委員会委員の選任について

○議長（野崎幸洋君） 追加日程第 5、議会常任委員会委員の選任についてを議題とします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第 7 条第 2 項の規定により、議長が指名することとなっております。総務文教厚生常任委員会、建設経済環境常任委員会の各委員については、次のとおり指名します。

総務文教厚生常任委員会委員に、山口利生君、高戸幸雄君、浜口雅英君、錦戸俊春君、私、野崎幸洋を指名し、建設経済環境常任委員会委員に、田嶋健司君、廣田幸英君、松本良人君、田崎稔君、倉田明君を指名します。

ここで、地方自治法第 106 条の規定により、副議長と議長を交代します。

○副議長（高戸幸雄君） 議長を交代いたしました。

-----○-----

追加日程第6 議長の常任委員会委員の辞任の件

○副議長（高戸幸雄君） 追加日程第6、議長の常任委員会委員の辞任の件についてを議題といたします。地方自治法第117条の除斥の規定により、野崎幸洋君の退場を求めます。

野崎幸洋君、退場してください。

（野崎幸洋君 退場）

○副議長（高戸幸雄君） 野崎幸洋議長から、議長はその職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、本会議の可否同数の際における裁決権など、議長固有の権限を考慮するとき、ひとつの常任委員会に委員として所属することは適当でなく、また行政実例でも、議長については、いったん常任委員会委員となった後、議会の同意を得て、辞任することを認めているところでございます。総務文教厚生常任委員会委員を辞退したいとするものです。

お諮りいたします。

本件は、申し出のとおり、辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高戸幸雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の常任委員会委員の辞任の件については、許可することに決定をいたしました。

ここで、議長を野崎幸洋議長と交代します。

野崎幸洋議長、入場してください。

（野崎幸洋君 入場）

○議長（野崎幸洋君） 議長を交代しました。会議を続けます。

ここで、各常任委員会の委員長及び副委員長の選任をお願いします。委員長及び副委員長の選任は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員の互選となっております。委員会の司会進行は年長委員の方をお願いします。会議場所は、総務文教厚生常任委員会が議場で、建設経済環境常任委員会が監査委員室をお願いします。

それでは、直ちに常任委員会ごとに正副委員長の選任をお願いいたします。

ここで暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時02分

再開 午前10時08分

-----○-----

○議長（野崎幸洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員長、副委員長が選任されましたので報告いたします。

総務文教厚生常任委員長に山口利生君、副委員長に錦戸俊春君。建設経済環境常任委員長に倉田明君、副委員長に廣田幸英君。以上のとおり選任することに決定しました。

-----○-----

追加日程第7 議会運営委員会委員の選任について

○議長（野崎幸洋君） 追加日程第7、議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定によって、議長が指名することになっております。委員の定数は5人です。委員の定数には、副議長を含みます。

それでは、委員会条例第7条第2項の規定により、議会運営委員会委員5人を議長が指名します。山口利生君、松本良人君、浜口雅英君、倉田明君、高戸幸雄君。以上5人を指名します。

それでは、直ちに議会運営委員会の委員長及び副委員長の選任をお願いします。委員長及び副委員長の選任は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員の互選となっております。委員会の司会進行は年長委員の方をお願いします。会議の場所は監査委員室をお願いします。

議会運営委員会の委員長、副委員長の選任のため、しばらく休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時09分

再開 午前10時17分

-----○-----

○議長（野崎幸洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会委員長、副委員長が選任されましたので報告します。

議会運営委員長に浜口雅英君、副委員長に高戸幸雄君。以上のとおり選任されました。

-----○-----

追加日程第8 議会広報特別委員会の設置及び委員の選任について

○議長（野崎幸洋君） 追加日程第8、議会広報特別委員会の設置及び委員の選任についてを議題とします。

議会広報特別委員会は特別委員会となります。議会広報特別委員会を、別紙により設置したいと思います。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議会広報特別委員会の設置及び委員の選任についてを採決します。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

よって、5人の委員で構成する議会広報特別委員会を設置する決議は可決することに決定しました。

引き続き、委員の選任を行います。

委員は、委員会条例第7条第2項によって、議長が指名することになっております。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

選任する議会広報特別委員会委員の氏名を申し上げます。田嶋健司君、廣田幸英君、田崎稔君、錦戸俊春君、高戸幸雄君。以上5人を議会広報特別委員会委員に指名することに決定しました。

それでは直ちに、議会広報特別委員会の委員長及び副委員長の選任をお願いします。委員長及び副委員長の選任は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員の互選となっております。委員会の司会進行は、年長委員の方をお願いします。会議の場所は、監査委員室をお願いします。

ここで委員長及び副委員長の選任のため、暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時20分

再開 午前10時23分

-----○-----

○議長（野崎幸洋君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

議会広報特別委員会委員長、副委員長が選任されましたので報告します。

委員長に田崎稔君、副委員長に錦戸俊春君。以上のとおり選任することに決定しました。

-----○-----

追加日程第9 天草広域連合議会議員の選挙について

○議長（野崎幸洋君） 追加日程第9、天草広域連合議会議員の選挙を行います。

天草広域連合規約第8条に、天草広域連合議員は、各市町の議会議員でこれを選挙するとなっております。定数は1人です。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

これまで、天草広域連合議会議員は、本町議会を代表する議長が務めてこられました。よって、天草広域連合議会議員に、私、野崎幸洋を指名します。

お諮りします。

只今、議長が指名しました私、野崎幸洋を天草広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、只今の選挙の結果、私、野崎幸洋が天草広域連合議会議員に当選人と決定しました。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

この件につきましては、皆様方のご指導を賜りながら、務めさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

-----○-----

○議長（野崎幸洋君） お諮りします。

追加日程第10以降については、議案等の説明のため、執行部の出席を求めたいと思っておりますので、ここで、10時45分まで休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時26分

再開 午前10時45分

-----○-----

○議長（野崎幸洋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

追加日程第10 町長の所信表明

○議長（野崎幸洋君） 追加日程第10、町長の所信表明を議題とします。

町長、ご登壇ください。なお、登壇による町長の所信表明につき、マスクをはずすことを許可します。

○町長（山崎秀典君） 皆様、こんにちは。

先の苓北町長選挙におきまして、町民皆様の温かいご支援を賜り、無投票での当選をさせていただき、1月30日付で、第18代苓北町長に就任をいたしました、山崎秀典でございます。

改めまして、町民皆様方のお力添えに対し、心より感謝を申し上げます。

今回、私にとりましては、人生最大の決断をし、初めての選挙に挑んだわけでありませんが、図らずも無投票での「信任」という結果となりまして、改めて、その責任の重さをより強く感じているところでございます。

このうえは、町民皆様から託された想いを心に刻み、ご期待に沿うべく、懸案となっている様々な課題に対して、議会の皆様をはじめ、各種機関・団体の皆様、町民の皆様のご意見をお聞きし、力を合わせながら、一つひとつ課題解決に向けた努力をしていく決意でございます。

私は、今回の選挙に臨むにあたり、『人が輝き、地域が輝くまちづくり』を政策方針に掲げ、人口減少、少子高齢化が顕著となり、産業における担い手の不足や、地域コミュニティの衰退など、様々な課題に直面している中で、地域が活性化し、発展していくためには、まず、地域を支える人づくりが大切であることを訴えてまいりました。

このことから、政策推進にあたりましては、町の産業を担う人づくり、町の未来を担う人づくり、そして、町を興す人づくりを政策の柱としながら、効果的な施策を実行していくことにより、町民お一人おひとりが心豊かな生活を実感され、より一層、住みよい苓北町となるよう、職員一丸となって誠心誠意取り組んでいく覚悟でございます。

私が掲げる主要な施策として、「町の産業を担う人づくり」においては、第1に、町の基幹産業である農林水産業や畜産業の事業所得の向上と担い手の育成・確保へ向けた諸施策を更に推進し、将来への持続的な発展を促し、『夢と希望あふれる産業』の復活を目指してまいります。

第2に、地方経済の要である商業や鉱工業等の振興のため、特産品の開発や地域内外での販売力向上へ向けた支援を進め、『稼げる産業づくり』を推進してまいります。

第3に、国土強靱化のための防災・減災対策事業、町内の道路・橋梁等の改良・維持補修事業など必要な公共投資を進め、町を守る対策を引き続き進めてまいります。

第4に、医療・福祉・介護施設など全世代が安心できる社会保障を支える設備環境は

充実している苓北町ですが、これを担う専門人材が不足しています。このため、技術・資格取得者の人的環境整備や就労における処遇改善などを後押しし、人材の育成・確保を図ってまいります。

第5に、電気のふるさととして、電力の安定供給のため、苓北火力発電所の低炭素化事業を引き続き後押ししていきます。また、現在進められている大規模風力発電や太陽光発電事業者の企業誘致支援を継続し、「電気のふるさと」としての町づくりを更に進めてまいります。

第6に、唯一無二の貴重な歴史資産や自然景観など、特色ある観光・交流資源を活用し、新たな観光メニューなどの創出による「天草・苓北」ならではの観光コンテンツの造成を進めてまいります。併せて、情報発信を一層推進し、観光産業による交流人口の拡大、地域と多様に関わる関係人口の創出を図ってまいります。

次に、「町の未来を担う人づくり」においては、第1に、少子化や進学・就職に伴う町外転出による人口減少を抑制するため、結婚・出産・子育て支援の更なる充実と、町の産業を支え、町の将来を担う人材確保のため、奨学金の返還免除制度の拡充などの対策を進めてまいります。

第2に、情報通信技術（ICT）を活用した教育施設環境の整備、地域や子どもたちのニーズに応じたきめ細やかな教育を引き続き実践し、確かな学力の育成を図りながら、未来を担う人材の育成を進めてまいります。

第3に、重点課題である町内小学校の統合問題については、保護者アンケート等も参照し、現在、設置し審議を始めている、地域や保護者の代表の方々などで組織する学校教育審議会での協議・答申を踏まえながら、慎重に検討を進めてまいります。

次に、「町を興す人づくり」においては、第1に人材の育成でございます。『町づくりは人づくりから』と言われるように、様々な分野でそのリーダーとなる人材を発掘、育成していくため、「地域づくり実践塾」を開設し、町を興す、町を支える人づくりを図りながら、魅力ある地域づくりを進めてまいります。そのための事前準備として、まずは、各産業団体関係者との懇談会を開催したいと考えております。

第2に、町興しの根幹である生きがいくりと、健康づくりの推進です。何より地域の元気の源は、町民お一人おひとりが、健康で明るい生活を営まれることでもあります。町民皆様の生きがいくりのため、福祉サービスによる高齢者等の支援、地域コミュニティ活動への支援を更に進めてまいります。また、ご自身での健康づくりや温泉プール、温泉センター、社会教育・社会体育施設などを利用した生涯学習、健康づくり、スポーツ活動の実践に対する「地域健康ポイント制度」の創設を図り、心と体の健康づくりと健康寿命の延伸を推進してまいります。

また、今後想定される2040年問題は、全国の自治体にとって大変重大な課題であ

ります。

日本全体の人口構造は、2040年頃にかけて大きく変容していきませんが、地方においては、5年から10年前倒しで進んでおります。人口減少が加速する中で、特に15歳から64歳までの生産年齢人口の減少幅は増大し、各種サービスの提供や地域経済活動の制約要因となります。

一方で、高齢者人口はピークを迎え、介護需要が高まる85歳以上の人口や75歳以上の単身世帯の増加が懸念をされます。

このような近い未来の変化、課題をどのように克服していくのか、現時点から取り組むべき方策、必要な行政体制のあり方を整理して、準備していかなければなりません。

その主たるものが、「町の産業を担う人づくり」であり、特に、医療・福祉・介護分野での人材育成・確保は重要な取り組みとなります。

併せて、これまで、田嶋前町長のもとで取り組んできました財政健全化の取り組みも大変重要でありまして、引き続き、将来に備えて、町の財政余力を確保していくことが不可欠であります。

また、デジタル化による行政サービスの向上や、町民の皆様の利便性の向上への更なる取り組みなど、時代に即した新たな施策、改革にも取り組んでまいります。

議会の皆様をはじめ、関係機関・産業団体の皆様、そして、町民皆様の「ふるさと苓北」への想いを、未来へとつなげるまちづくりのために結集し、オール苓北で、新たなまちづくりに挑戦していけるよう、皆様方のお力添えを重ねてお願いを申し上げ、就任にあたっての所信表明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

-----○-----

追加日程第11 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（野崎幸洋君） 追加日程第11、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

熊本県後期高齢者医療広域連合規約第8条に、熊本県後期高齢者医療広域連合議員は、構成市町村の長及び議会議員のうちから、各構成市町村の議会において選挙することとなっております。定数は1人です。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

このことについては、山崎秀典町長を指名します。

お諮りします。

只今、議長が指名しました、山崎秀典町長を熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、只今の選挙の結果、山崎秀典町長が、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と決定しました。

只今、当選されました山崎秀典町長が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

当選人に発言を求めます。山崎秀典町長、自席からお願いいたします。

○町長（山崎秀典君） この件につきましては、皆様方のご指導をいただきながら務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

-----○-----

追加日程第12 同意第1号 苓北町監査委員の選任について

○議長（野崎幸洋君） 追加日程第12、同意第1号、苓北町監査委員の選任についてを議題とします。

第18期における苓北町議会運営に関する申し合わせ事項により、発言時間の制限、質疑時間の制限、同一議題につき、計3回までを合わせて15分以内に制限する。質疑、再質疑、再々質疑については、その間の町執行部の答弁を挟み、連続したものでなければならぬとしました。

会議の能率的運営と平等な発言を保障という意味です。このようなことで、今後、議事運営を行ってまいります。電光掲示板で、残り時間の表示をいたします。

なお、執行部の答弁につき、時間の制限は設けませんが、簡潔明瞭、要領よく行い、無駄のない、重複のない、的確な答弁となるようにしてください。

審議に入ります前に、同意を受ける者が本議場におられますので、地方自治法第117条の除斥の規定により、廣田幸英君の退場を求めます。

廣田幸英君、退場してください。

(廣田幸英君 退場)

○議長(野崎幸洋君) 議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(野崎幸洋君) 提案者の説明を求めます。町長。

○町長(山崎秀典君) 同意第1号、苓北町監査委員の選任についてお願いでございます。

次の者を苓北町監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めます。

記。廣田幸英議員。

提案理由でございますが、苓北町監査委員のうち、議員のうちから選任した委員が令和5年2月4日をもって任期満了となったので、後任の委員を選任する必要があるためでございます。

なお、廣田幸英氏の略歴につきましては、次ページに記載しておりますので、ご覧をいただき、ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(野崎幸洋君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野崎幸洋君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野崎幸洋君) 討論なしと認めます。

これから、同意第1号の苓北町監査委員の選任についてを採決します。

この採決は、会議規則第82条第1項の規定によって無記名投票で行います。それにご異議はありますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野崎幸洋君) 異議なしと認めます。

只今の出席議員数は7人です。次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、5番、浜口雅英君、6番、田崎稔君を指名します。

事務局長が投票用紙を配ります。投票用紙の枠の中に、賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。白票及び他事記載は反対とみなします。

(投票用紙配付)

○議長(野崎幸洋君) 投票用紙の配付漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野崎幸洋君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議長(野崎幸洋君) 異常なしと認めます。

只今から投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

(投票)

○議長(野崎幸洋君) 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野崎幸洋君) 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。立会人の5番、浜口君、6番、田崎君、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長(野崎幸洋君) 同意第1号の投票の結果を報告します。

投票総数7票、有効投票数7票、無効投票数ゼロ。有効投票数のうち、賛成6票、反対1票。以上のおり、賛成が多数です。

したがって、同意第1号、廣田幸英君を苓北町監査委員に選任することについては、同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(野崎幸洋君) 廣田幸英君の入場を求めます。

(廣田幸英君 入場)

-----○-----

追加日程第13 同意第2号 苓北町消防委員会委員の選任について

○議長(野崎幸洋君) 追加日程第13、同意第2号、苓北町消防委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。

本件については、議案の中の名簿に記載してあります4人の議員が、地方自治法第117条の規定による除斥に該当しますが、同条のただし書の規定により、議会の同意があれば、会議に出席し発言することができるとなっております。

よって、議会の同意を得たいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野崎幸洋君) 異議なしと認めます。

よって、退場は求めません。ただし、採決には加わることはできませんので、念のため申し上げます。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(山崎秀典君) 同意第2号、苓北町消防委員会委員の選任についてのお願いで

ございます。

次の者を苓北町消防委員会委員に選任したいから、苓北町消防委員会条例第4条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記。廣田幸英議員、山口利生議員、倉田明議員、松本良人議員。

提案理由でございますが、町議会議員の任期満了に伴い、議会選出の消防委員会委員が欠員となり、これを補充する必要があるためでございます。

ご同意のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

これから追加日程第13、同意第2号、苓北町消防委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。

廣田幸英君を苓北町消防委員会委員に選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、廣田幸英君を苓北町消防委員会委員に選任することに決定しました。

お諮りします。

山口利生君を苓北町消防委員会委員に選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、山口利生君を苓北町消防委員会委員に選任することに決定しました。

お諮りします。

倉田明君を苓北町消防委員会委員に選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって倉田明君を苓北町消防委員会委員に選任することに決定しました。

お諮りします。

松本良人君を苓北町消防委員会委員に選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、松本良人君を苓北町消防委員会委員に選任することに決定しました。
ここで、追加日程のため、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時03分

再開 午前11時06分

-----○-----

○議長（野崎幸洋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

-----○-----

**追加日程第1 発議第1号 苓北町議会議員の費用弁償の特例に関する条例の制定
について**

○議長（野崎幸洋君） 追加日程第1、発議第1号、苓北町議会議員の費用弁償の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

趣旨説明を求めます。

浜口雅英君、登壇ください。マスクをはずしての発言を許可します。

○5番（浜口雅英君） 発議第1号。令和5年2月7日。

苓北町議会議長、野崎幸洋様。

提出者、苓北町議会議員、浜口雅英。

苓北町議会議員の費用弁償の特例に関する条例の制定について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

（提出理由）第18期苓北町議会において、苓北町議会議員の費用弁償の特例に対処することとしたいため。

次のページをお開きください。

発議第1号、苓北町議会議員の費用弁償の特例に関する条例（案）。

（趣旨）第1条、この条例は、苓北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年苓北町条例第48号。以下「条例」という。）の特例を定めるものとする。

（費用弁償）第2条、令和5年2月7日から令和9年2月4日までの間は、条例第4条第2項のただし書に規定する費用弁償は、支給しないものとする。

附則（施行期日）1、この条例は、令和5年2月7日から施行する。

（この条例の失効）2、この条例は、令和9年2月4日限り、その効力を失う。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） 趣旨説明が終わりました。

お諮りします。

先の新議員懇談会において協議した内容での条例制定発議となっております。このことについては、質疑・討論を省略したいと思います。それにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略することに決定しました。

発議第1号を採決します。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号、苓北町議会議員の費用弁償の特例に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

追加日程第2 報告第1号 専決処分の報告について

専決第15号 損害賠償額の決定及び和解について

○議長（野崎幸洋君） 追加日程2、報告第1号、専決処分の報告について。専決第15号、損害賠償額の決定及び和解についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福田誠一君） 専決第15号、損害賠償額の決定及び和解について。

令和4年10月27日発生、町道に布設する水道施設減圧弁室蓋の跳ね上がりによる車両の物損事故について損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をする。

令和4年11月22日。苓北町長 田嶋章二。

1、事故発生年月日、令和4年10月27日。2、事故発生場所、苓北町坂瀬川字葛城地内。3、相手方、ヤマト運輸株式会社苓北営業所。4、事故の概要、車両運転者のトラックが町道葛城線で方向転換中に、町道に布設する水道施設の減圧弁室蓋の上にタイヤが乗り上げた拍子で蓋が跳ね上がり、車体下部のミッションオイルパンが損傷し、オイル漏れを起こした。5、損害賠償額、4万8,950円。6、和解事項、本件のほか、両者間には一切の債権債務関係がないこと。

以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑はありませんか。なお、質疑は3回までとします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

これで報告第1号を終わります。

-----○-----

追加日程第3 閉会中の継続審査調査の件

○議長（野崎幸洋君） 追加日程3、閉会中の継続審査調査の件についてを議題とします。

総務文教厚生常任委員長、建設経済環境常任委員長、議会運営委員長、議会広報特別委員長から、会議規則第75条の規定によって、閉会中の継続審査調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査調査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第4 議員派遣の件

○議長（野崎幸洋君） 追加日程4、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配付のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり、議員を派遣することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第1回荅北町議会臨時会を閉会します。

どなた様もお疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午前11時12分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

荅北町議会臨時議長

荅北町議会議長

荅北町議会副議長

署名議員

署名議員